

平成27年4月報酬改定の概要 (訪問系サービス、相談系サービス)

※訪問系サービス・・・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
相談系サービス・・・地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、
障害児相談支援

目次

1	訪問系サービス 相談系サービス共通事項		3
2	訪問系サービス共通事項		6
3	訪問系サービス個別事項		12
4	相談系サービス個別事項		28
5	その他		34

1 訪問系サービス・ 相談系サービス共通事項

平成27年度障害福祉サービス等報酬の改定率

大臣折衝事項(平成27年1月11日)【抄】

平成27年度障害福祉サービス等料金(障害福祉サービス等報酬)の改定率は±0%とすること。

サービス毎の障害福祉サービス等料金(障害福祉サービス等報酬)の設定においては、月額+1.2万円相当の福祉・介護職員処遇改善加算の拡充(+1.78%)を行うとともに、各サービスの収支状況や事業所の規模等に応じ、メリハリをつけて対応する。また、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が確実に職員の処遇改善につながるよう、処遇改善加算の執行の厳格化を行う。

なお、次回の障害福祉サービス等料金改定(障害福祉サービス等報酬改定)に向けては、「障害福祉サービス等経営実態調査」の客体数を十分に確保するとともに、サービス毎の収支差その他経営実態について、より客観性・透明性の高い手法により、地域・規模別の状況も含め網羅的に把握できるよう速やかに所要の改善措置を講じ、平成29年度に実施する「障害福祉サービス等経営実態調査」において確実に反映させる。また、地方自治体の協力を得ること等を通じ、より具体的な現場の経営実態を把握する。その上で、次回の改定においては、これらにより把握された経営実態等を踏まえ、きめ細かい改定を適切に行う。

【障害福祉サービス等の収支差率】

	H23年度	H26年度
全体	9.7%	9.6%
障害者サービス	新体系 12.2%	9.7%
	旧体系 7.6%	
障害児サービス	5.0%	9.1%

【賃金・物価の動向】

	H24年度	H25年度	H26年度 (4月～10月の平均)	累積
賃金	▲0.3%	▲0.2%	0.4%	▲0.1%
物価	▲0.3%	0.9%	3.4%*	4.0%

* 消費税率引上げ(5%→8%)に伴う影響分については、H26年4月の報酬改定で反映済み(改定率0.69%相当)。

地域区分

障害者に係る地域区分は、前回改定で行った見直しが平成27年4月に完全施行されることを踏まえ、今回は見直しを行わない。

障害児サービスに係る地域区分については、国家公務員の地域手当の区分が見直されることを受けた社会福祉施設等の措置費対象施設の地域手当の見直しに合わせ、見直しを行う。

<千葉市の地域区分>

	H26	H27	H28	H29	H30
障害福祉サービス等	9級地	4級地	未定		
障害児通所支援等	4級地	5級地	未定		3級地

<1単位単価>

	H26	H27
居宅介護	10. 54円	10. 60円
重度訪問介護	10. 54円	10. 60円
同行援護	10. 54円	10. 60円
行動援護	10. 54円	10. 60円

	H26	H27
計画相談支援	10. 54円	10. 60円
地域相談支援	10. 54円	10. 60円

	H26	H27
障害児相談支援	10. 60円	10. 66円

2 訪問系サービス共通事項

(1) 居宅介護、重度訪問介護、
同行援護、行動援護

福祉・介護職員処遇改善加算

現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価（福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分）を行うための新たな区分を創設する。

<算定要件>

	算定要件	
	キャリアパス要件	定量的要件
加算Ⅰ（新設）	①及び②	新たな定量的要件
加算Ⅱ（旧加算Ⅰ）	旧加算Ⅰと変更なし	
加算Ⅲ（旧加算Ⅱ）	旧加算Ⅱと変更なし	
加算Ⅳ（旧加算Ⅲ）	旧加算Ⅲと変更なし	

※キャリアパス要件

- ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること。
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること。

※定量的要件の実施期間

(旧)定量的要件	(新)定量的要件
【取得に必要となる加算】 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）～（Ⅳ） 【内容】 平成20年10月から福祉・介護職員処遇改善計画書の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	【取得に必要となる加算】 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 【内容】 平成27年4月以降実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

＜加算率＞

	福祉・介護職員処遇改善加算				福祉・介護職員処遇改善特別加算
	I（新設）	（Ⅱ）	（Ⅲ）	（Ⅳ）	
居宅介護	22.1%	12.3%	(Ⅱ)の 90／100	(Ⅱ)の 80／100	4.1%
重度訪問介護	14.0%	7.8%			2.6%
同行援護	22.1%	12.3%			4.1%
行動援護	18.5%	10.3%			3.4%

2 訪問系サービス共通事項

(2) 居宅介護、同行援護、行動援護

特定事業所加算(Ⅳ)の新設

介護報酬改定の動向を踏まえ、中重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所について、新たに特定事業所加算において評価する。

＜算定要件＞

以下のいずれにも適合する場合、所定単位数の5%を加算。

- ① 事業所全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該研修計画に従い、研修を実施又は実施予定としていること。
- ② 次の掲げる基準に従い、サービスが行われていること。
 - ア 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。
 - イ サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業者から適宜報告を受けること。
- ③ 事業所の全ての従業者に対し健康診断等を定期的に行うこと。
- ④ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- ⑤ 事業所の新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること。
- ⑥ 人員基準に基づき、常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、基準により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。
- ⑦ 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者(障害児を除く。)の総数のうち、障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。

サービス提供責任者の配置基準の見直し

介護報酬改定の動向を踏まえ、利用者の情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合に、配置基準を利用者50人に対して1人以上に緩和する。

【現行】以下のいずれか

- ① サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ② 従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③ 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上

【見直し後】以下のいずれか

- ①～③ 現行と同様
- ④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

3 訪問系サービス個別事項

(1) 居宅介護

基本報酬

身体介護	H26	H27
30分未満	255	245
30分以上1時間未満	404	388
1時間以上1時間30分未満	587	564
1時間30分以上2時間未満	670	644
2時間以上2時間30分未満	753	724
2時間30分以上3時間未満	836	804

家事援助	H26	H27
30分未満	105	101
30分以上45分未満	152	146
45分以上1時間未満	196	189
1時間以上1時間15分未満	237	229
1時間15分以上1時間30分未満	274	264

通院等介助 (身体介護あり)	H26	H27
30分未満	255	245
30分以上1時間未満	404	388
1時間以上1時間30分未満	587	564

通院等介助 (身体介護なし)	H26	H27
30分未満	105	101
30分以上1時間未満	196	189
1時間以上1時間30分未満	274	264

通院等乗降介助	H26	H27
1回	101	97

福祉専門職員等連携加算の新設

サービス提供責任者に係る障害特性の理解や医療機関等専門機関との連携、従業者への技術指導等の課題に対応するため、精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に、新たに加算により評価する。

●福祉専門職員等連携加算(仮称) 564単位／回

初回のサービスが行われた日から起算して90日の間、3回を限度として算定。

共同生活援助(介護サービス包括型)における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長

平成27年3月31日までとされている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成30年3月31日まで延長する。

3 訪問系サービス個別事項

(2) 重度訪問介護

基本報酬

	H26	H27
1時間未満	182	183
1時間以上1時間30分未満	272	273
1時間30分以上2時間未満	363	364
2時間以上2時間30分未満	454	455
2時間30分以上3時間未満	544	546
3時間以上3時間30分未満	634	636
3時間30分以上4時間未満	726	728
4時間以上8時間未満	811単位に所要時間4hから計算して、所要時間0.5h増すごとに85単位を加算した単位数	813単位に所要時間4hから計算して、所要時間0.5h増すごとに85単位を加算した単位数
8時間以上12時間未満	1,491単位に所要時間8hから計算して、所要時間0.5h増すごとに85単位を加算した単位数	1,493単位に所要時間8hから計算して、所要時間0.5h増すごとに85単位を加算した単位数
12時間以上16時間未満	2,166単位に所要時間12hから計算して、所要時間0.5h増すごとに80単位を加算した単位数	2,168単位に所要時間12hから計算して、所要時間0.5h増すごとに80単位を加算した単位数
16時間以上20時間未満	2,812単位に所要時間16hから計算して、所要時間0.5h増すごとに86単位を加算した単位数	2,814単位に所要時間16hから計算して、所要時間0.5h増すごとに86単位を加算した単位数
20時間以上24時間未満	3,494単位に所要時間20hから計算して、所要時間0.5h増すごとに80単位を加算した単位数	3,496単位に所要時間20hから計算して、所要時間0.5h増すごとに80単位を加算した単位数

障害支援区分6の者に対する加算の見直し

重度障害者に対する支援を強化するため、現行の障害支援区分6の利用者に対する評価の充実を図る。

●障害支援区分6の者に対する加算の見直し

【現行】

障害支援区分6の場合 100分の7.5に相当する単位数を所定単位数に加算。

【見直し後】

障害支援区分6の場合 100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算。

行動障害支援連携加算の新設

行動障害を有する者に対して適切に支援を行うため、サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に、新たに加算により評価する。

●行動障害支援連携加算(仮称) 584単位／回

初回のサービスが行われた日から起算して30日の間、1回を限度として算定。

特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し

平成27年3月31日までとされている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置について、当該経過措置を設けてから6年が経過したことを踏まえ、廃止する。なお、重度訪問介護従業者については、実務経験もサービス提供を行う上で重要であることに鑑み、新たに実務経験規定を設ける。

【現行】

当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。ただし、平成27年3月31日までの間は、当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として3,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が50／100以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

【見直し後】

当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、旧1級課程修了者又は重度訪問介護従業者として6,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であること。

3 訪問系サービス個別事項

(3) 同行援護

基本報酬

身体介護あり	H26	H27
30分未満	255	256
30分以上1時間未満	404	405
1時間以上1時間30分未満	587	589
1時間30分以上2時間未満	670	672
2時間以上2時間30分未満	753	755
2時間30分以上3時間未満	836	839
3時間以上	919単位に所要時間3hから計算して、所要時間0.5hを増すごとに83単位を加算した単位数	922単位に所要時間3hから計算して、所要時間0.5hを増すごとに83単位を加算した単位数

身体介護なし	H26	H27
30分未満	105	105
30分以上1時間未満	198	199
1時間以上1時間30分未満	277	278
1時間30分以上	347単位に所要時間1.5hから計算して、所要時間0.5hを増すごとに70単位を加算した単位数	348単位に所要時間3hから計算して、所要時間0.5hを増すごとに70単位を加算した単位数

同行援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し

平成26年9月30日までとされていた同行援護従業者要件等の経過措置については、視覚障害者等に対して同行援護が十分に提供出来なくなってしまうこと等の理由により、平成30年3月31日まで延長された。

経過措置の延長については今回限りとし再延長は行わない旨示されていることから、経過措置対象者をサービス提供責任者に配置している事業所においては、指定更新の際に「研修受講誓約書」の提出をすること。

従業者	・ 居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者 → <u>平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置</u> ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者 → <u>平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置</u>
サービス提供責任者	・ 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修1級課程、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者であって、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了した者 → <u>平成30年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)修了を要しない経過措置</u> ・ 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したもの → <u>平成30年3月31日までの間の経過措置</u>

3 訪問系サービス個別事項

(4) 行動援護

基本報酬

	H26	H27
30分未満	252	253
30分以上1時間未満	400	401
1時間以上1時間30分未満	582	584
1時間30分以上2時間未満	729	731
2時間以上2時間30分未満	876	879
2時間30分以上3時間未満	1, 024	1, 027
3時間以上3時間30分未満	1, 171	1, 175
3時間30分以上4時間未満	1, 319	1, 323
4時間以上4時間30分未満	1, 467	1, 472
4時間30分以上5時間未満	1, 614	1, 619
5時間以上5時間30分未満	1, 761	1, 767
5時間30分以上6時間未満	1, 909	1, 915
6時間以上6時間30分未満	2, 056	2, 063
6時間30分以上7時間未満	2, 204	2, 211
7時間以上7時間30分未満	2, 352	2, 360
7時間30分以上	2, 498	2, 506

行動障害支援指導連携加算の新設

行動障害を有する者に対して適切に支援を行うため、支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に、新たに加算により評価する。

●行動障害支援指導連携加算(仮称) 273単位／回

重度訪問介護に移行する日の属する月につき、1回を限度として算定。

支援計画シート等が未作成の場合の減算

行動障害を有する者の支援に当たっては、関係者間で情報を共有し、一貫性のある支援を行うことが重要なことから、支援計画シート等の作成を必須化するとともに、未作成の場合は減算を行う。なお、必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設ける。

●支援計画シート等が未作成の場合の減算

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算。

行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し

ヘルパー及びサービス提供責任者の更なる資質の向上を図るため、行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮するとともに、ヘルパーについては、30%減算の規定を廃止する。なお、行動援護従業者養成研修の必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設ける。

●行動援護におけるヘルパーの要件

【現行】

- ① 居宅介護従業者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するもの
- ② 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの（報酬の取扱いを30%減算）

【見直し後】

- 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。

●行動援護におけるサービス提供責任者の要件

【現行】

- 居宅介護従業者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に5年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成27年3月31日までの間、行動援護従業者養成研修修了者にあつては、直接業務に3年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

【見直し後】

- 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、直接業務に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し

平成27年3月31日までとされている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置について、当該経過措置を設けてから6年が経過したことも踏まえ、廃止する。

【現行】

当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。ただし、平成27年3月31日までの間は、当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が、指定居宅介護等従業者であって行動援護従業者養成研修課程を修了している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

【見直し後】

当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧1級課程修了者であること。

4 相談系サービス個別事項

(1) 計画相談支援・障害児相談支援

基本報酬

計画相談支援	H26	H27
サービス利用支援費	1, 606	1, 611
継続サービス利用支援費	1, 306	1, 310
居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)	▲703	▲705
居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)	▲1, 004	▲1, 007
居宅介護支援費重複減算(Ⅲ)	▲112	▲112

障害児相談支援	H26	H27
障害児支援利用援助費	1, 606	1, 611
継続障害児支援利用援助費	1, 306	1, 310

特定事業所加算の新設

事業所の質の担保や相談支援専門員のスキル向上の観点から、サービス等利用計画案等の作成も含めた計画相談支援・障害児相談支援の提供に当たり、手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価する加算を創設する。

●特定事業所加算 300単位／月

事業所の質の担保や相談支援専門員のスキルの向上の観点から、以下の要件すべてを満たしている場合に算定。

- ① 常勤・専従の相談支援専門員を3名以上配置。そのうち、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置。
- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行う。
- ③ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保。
- ④ 新たに採用する全ての相談支援専門員に対し、現任研修を受けた相談支援専門員の同行研修を実施。
- ⑤ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に相談支援を提供
- ⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加

初回加算の新設（障害児相談支援のみ）

障害児相談支援において、保護者の障害受容ができないこと等により、特にアセスメントに係る事業所の業務負担を評価する加算を創設する。

●初回加算 500単位／月

以下のいずれかを満たす場合に算定。

- ① 新規に障害児支援計画を作成する場合。
- ② 前6月間において、障害児通所支援・障害福祉サービスを利用していない場合。

4 相談系サービス個別事項

(2) 地域相談支援

基本報酬

地域移行支援	H26	H27
地域移行支援サービス費	2, 313	2, 323

地域定着支援	H26	H27
地域定着支援サービス費		
体制確保費	301	302
緊急時支援費	703	705

初回加算の新設

サービスの利用に係る初期相談においては、病院等を訪問し、利用者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間や労力を要することから、こうした業務負担を評価する加算を創設する。

- 初回加算 500単位／月

障害福祉サービスの体験利用加算の算定要件の見直し

利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊が行えるよう、障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊の利用期間の制限を廃止する。

- 障害福祉サービスの体験利用加算の算定要件の見直し

【現行】

15日（障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度に算定。

【見直し後】

15日を限度に算定。

- 体験宿泊加算（Ⅰ）及び体験宿泊加算（Ⅱ）の算定要件の見直し

【現行】

同加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を合計して15日（体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度に算定。

【見直し後】

同加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を合計して15日を限度に算定。

5 その他

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の施行に向けた今後の予定

2月12日 第15回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
(改定の概要とりまとめ)

2月13日～3月14日 パブリックコメント

.....

3月中旬から下旬 報酬関係告示の改正

3月下旬目途 関係通知及びQ & Aの発出

4月1日 障害福祉サービス等報酬改定

4月以降 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査